（郵便物認可）　（本號六頁）　明治二十四年三月十一日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百五十五號　水曜日
明治廿四年三月十一日
書曆辛卯二月二日　（丙、申）
（西曆一千八百九十一年）

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せス其代價
郵送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報計ヲ以テ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

政局は猶ほ舞臺の如し

前號より引續きて當局者が政府を維持せんと欲せば洋語ポピユラリチーの意義を心に會得して人望を求むるの心構を一新すべし之を一新するは遺傳の性に戻りて直に斷行するみと能はずとおらば是非に及ばず内閣互に一致して其決心を共にするの外に策おしとの次第を連載せしが爰に又一の雖事あり一致と申せば誠に無造作の樣なれども其一致は如何にして一致すべきや甲は曰く余が計畫する所に從て一致せられよ丙丁戊已何れも同斷にして己れが所思に一致せしめんとみそすれ他の意向に一致するを見ては頃刻も心を安んずる能はず一節に他を棄して自から立たんと欲すれば他も亦おれと同樣に突進して互に押合ふ其有樣を冷眼に眺むれば大入の木戸口に見物人の群集するに彷彿たり大小相率ゐて沼々(廣を成すみとおれば政治社會のみ獨り活潑にして自餘一切の人事は殆んど空からんとするに至るも亦自然の所にして其活潑のまま〳〵活潑おるに從ひ同じく政局に並び立つ者にても十人の心は正しく十色にして決して甘んじて他に服從するものにあらず今の内閣に一致の雖きも主として此邊の意味に外おけれども心を靜にしてカラ〳〵人間生々の約束を塡ずるときは政局何んぞ必ずしも獨尊の舞場おらんや社會を組成するには農事あり商事あり宗教おり學問なりおの〳〵缺く可らざる事柄にして政事も亦是れ其一たるに過ぎざるのみ書籍が病を治し工人が機械を造り乃至政事家が政治を行ふもイザ一騎當千おきものにして其職る所に從て社會に効益を與へ凡人に超越するときは自から榮達の之に伴ふは必然の數おり然るを殊更に人類の約束を無きの政事を偏重して濫りに之に熱し靴も熟考の餘地を殘さゝるは多年來我國人の迷にして夫の木像を禮拜して身を犧牲にすると毫も擇む所おる可らず而して木像に凝る者は愚夫愚婦と稱せられ政事に凝る者は堂々たる俊材おりと云ふ我輩の怪訝に堪へざる所にして今の政府の當局者が右等の道理を聞いて心に了解せざるの筈おかるべし既に了解するみとを得ば豈又内閣の遂に一致せざるを憂へんや抑も政局は猶ほ芝居の舞臺の如し俳優の巧拙は唯その人にあるみとにして扮裝の役目によりて優劣おるにあらず忠臣邪に曲谷判官と雖ども大星由良之助となるも實際は固より君臣の關係おるに非ず時としては由良之助却て早野勘平とおり判官却てお輕に變ずるみともおるべし唯見物の目を喜ばしめんが爲めおれば君臣を演じ夫婦を演じて臣は臣の如く婦は婦の如く其能く眞に迫るを巧みおりとして君たり夫たるが故に等級も亦優れりと云ふにあらず若しも由良之助が國十郎たり判官が福助たるの故を以て兩十郎の不平を催はし舞臺の上に君臣の禮を紊すみとあらば芝居の奇怪至極のものとなるべし左れば内閣員は政局を舞臺と看做し政府全體の安穩を謀らんが爲めに一人が總理大臣の地位に立つときは他は皆おれに服從して相一致するみと猶ほ由良之助の判官に於けるが如くして樂屋即ち私席に至るときは長兄少弟言語應對勝手たるべしと雖も演劇即ち政治の事に關しては各々旨を守りて棄す所おる可らず否らざれば内閣一致は迚も望む可らず政府全體の基礎を危くするみと芝居の全面を傷くるに均しく唯世間の偉を取る可きのみおれば政事も人事の一部に過ぎず其人選は芝居の役割に似たるものと開悟して安心決定するの外おる可らざるおり然りと雖も我國人が政事を偏重して濫に之に熱中するは亦是れ遺傳の病にして彼のポピユラリチーの眞義を會得して人望を負負と決信するみと能はざるが如く政事を輕視して尋常一樣の人事とおすは蓋し至難のみと雖ども おる可し遺傳の根を托するや遠く且つ深くして之を一朝に截斷するは固より容易ならずと雖も亦一方より之を見れば古爾にも居は其毒を移すと云へり立憲政治の時勢の中に居り又今の政府の事情に顧みて事の果して急要おるを知らば居と共に志を移して空しく遺傳の爲めに誤られざらんみと我輩の敢て勸告する所なり

官報

勅令第二十號
陸軍獸醫部現役士官補充條例中左ノ通改正ス
ニ之ヲ公布セシム
御名御璽
明治廿四年三月九日
陸軍大臣伯爵大山巌

第一條二項中「東京農林學校獸醫學部本科」トアルヲ「帝國大學農科大學獸醫學部本科」ニ「東京農林學校長」ニ「東京農林學校長及ハ「該校長」トアルヲ「帝國大學總長」ニ「東京農林學校學生及生徒」トアルヲ「帝國大學農科大學獸醫學科學生」ニ改ム

附則

第二十條　元駒場農學校獸醫學科卒業生、元東京農林學校獸醫學本科卒業生、帝國大學農科大學獸醫學科雜卒業生ハ帝國大學農科大學獸醫學科卒業生ニ準ス

第二十一條　元東京農林學校獸科在學中候補生ヲ命セラルタル者ハ其効ヲ失フコトナシ

勅令第二十號參照

勅令第六十號陸軍獸醫部現役士官補充條例（明治二十三年三月二十八日官報）抄錄

第一條　陸軍獸醫部現役士官ノ補充ハ左ノ三項ニ依ル
一　東京農林學校獸科二年生以上或ハ獸醫學部本科學生中陸軍出身志願ノ者ヲ携獸部士官候補生トシテ該校ニ託シ修學セシメ本科卒業ノ上陸軍項症病獸治療所ニ於テ三箇月間陸軍獸醫特科學術ヲ修得シ一箇月以上軍隊ニ於テ獸醫勤務ヲ練習シタル者

○陸軍省令第二號

明治二十三年（一月）陸軍省令第二號中「第四年ノ者」ノ下ニ「野戰砲兵ニ在テハ第三年ノ者」ノ劃註ヲ加ヘ「但」ノ下「工兵中電信通信術同建築術卒業證書ヲ所持スル者及」ノ二十三字ヲ創ル

明治廿四年三月十日　陸軍大臣伯爵大山巌

陸軍省令第三號參照

陸軍獸醫部現役士官補充條例（明治二十三年一月十一日）

第一條　市ハ其區域内ニアル私立尋常小學校ヲ以テ市立尋常小學校ノ設置若クハ其一部ノ設備ニ代用セントスルトキハ既私立小學校設立者ト町村及町村學校組合ハ其區域内ニアル私立尋常小學校ヲ以テ町村立尋常小學校ノ設置若クハ其一部ノ設備又ハ兒童教育事務ノ委託ニ代用セントスルトキハ既私立小學校設立者ト協議ノ上郡長ノ許可ヲ受クヘシ

第二條　前條ニ依リ協議ヲ遂ケタル事項設立ヲ定メ左ノ如シ
一　代用ノ期限
二　代用私立小學校ニ於テ入學ヲ許スヘキ兒童ノ住スル區域
三　代用私立小學校ニ於テ入學ヲ許スヘキ兒童ノ定員
四　代用私立小學校ニ對スル補助金ノ給否及金額
五　其他府縣知事ニ於テ必要トスル事項

第三條　代用ノ期限ハ代用セントスル私立尋常小學校ノ設置年限ノ二倍ニ超過スルコトヲ得ス但期限滿ルノ後更ニ代用スルコトヲ得

第四條　私立尋常小學校ハ既以來三箇年ヲ經過シテ教育上相應ノ成績アルモノニアラサレハ代用私立小學校タルコトヲ得ス

第五條　代用私立小學校設立者ハ左ノ場合ニ於テハ市町村若クハ町村長若クハ町村組合ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
一　小學校令第十一條第二項ノ許可ヲ受ケントスルトキ
二　小學校令第十一條第三項ノ許可ヲ受ケントスルトキ
三　教則ノ編制ヲ改メントスルトキ
四　學校ノ位置ヲ變更セントスルトキ
五　其他府縣知事ニ於テ必要トスル場合

第六條　代用私立小學校設立者ハ左ノ場合ニ於テハ豫メ市町村長若クハ町村組合長ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
一　小學校令第十一條第一項ノ許可ヲ受ケントスルトキ
二　小學校令第十一條第三項ノ許可ヲ受ケントスルトキ
三　教則ノ編制ヲ改メントスルトキ
四　學校ノ位置ヲ變更セントスルトキ
五　其他府縣知事ニ於テ必要トスル場合

第七條　代用私立小學校設立者ハ左ノ場合ニ於テハ豫メ市町村長若クハ町村組合長ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
一　小學校令第十一條第三項ニ依リ尋常小學校ノ補習科ヲ設置廢止セントスルトキ
二　單級ヲ編制ヲ多級ノ編制ニ改メントスルトキ
三　小學校令第十七條及第十八條ニ依リ尋常小學校ニ關シテ許可ヲ受ケントスルトキ
四　學校長教員ヲ任用解雇セントスルトキ
五　第二條第三ノ定員ニ滿タサル場合ニ於テ第二條第二ノ區域外ノ兒童ノ入學ヲ許サントスルトキ
六　其他府縣知事ニ於テ必要トスル場合

第八條　代用私立小學校設立者ニ於テ市町村長等ニ報告スヘキ事項ニ關シテハ府縣知事之ヲ規定ス

第九條　代用私立小學校設立者ハ左ノ場合ニ於テハ豫メ市町村長若クハ町村長若クハ町村組合長ノ意見ヲ請フコトヲ得

第十條　代用私立小學校設立者ハ第二條第三ノ定員ニ滿タサル限ハ正當ノ理由ナクシテ入學ヲ拒ムコトヲ得ス

代用私立小學校ノ適用ス

第十一條　監督官廳ハ不利ナリト認定シタル場合ニ於テハ代用ノ取消ヲ命スルコトヲ得

第十二條　市町村及ハ私立小學校設立者ハ代用私立小學校設立ノ目的ヲ達スルトキハ監督官廳ニ其旨ヲ報告スヘシ

第十三條　代用私立小學校設立者ハ代用私立小學校ノ廢止ヲ命セラレタルトキハ其學校ヲ廢止スルコトヲ得

○内務省告示第

明治十八年（一月）大藏間田間ニ大津及

明治廿四年三月十日

○内務省告示第

明治二十年（七月）變換ニ付柄崎、

明治廿四年三月十日

○遞信省告示第

英領北ボルネオ入ス

但巴里締結里則第四條貨幣

明治廿四年三月十日

英領北ボルネオ

○第二豫備金支

明治二十七回

第二十七回

一金二千三百九

本年一月九日

室全棟燒失シ之

金額第二豫備金

大臣同意ヲ表シ

明治廿四年三月十日

雜報

○一年志願兵の

山陸軍大臣へ一

左の如く指令あ

中學校の學科程

られたる學校規

より法律學政治

農醫書を所持し

るを得べき學科

と認められ

きは試驗を受

度に至り認定

要せず採用可

成度此段相伺

指令　伺之趣

校にして書徴

時は伺の通

○新村創設の計

字馬場に新村を

しが尚ほ又札幌

れも兼て小作又

年は作物の收穫

繁かりし爲め皆

事して一村を創

遠に石狩國札幌

を出願し並に

々出願の手續に